

差額券の廃止について

令和6年4月から旧指定ごみ袋を販売することに伴い、下記のとおり差額券を廃止しますので、ご協力をお願いします。

変更点①

令和6年1月1日から旧指定ごみ袋、旧ごみ処理券への**差額券貼付はすべて不要**となります。

差額券の取り扱い

旧指定ごみ袋の種類	取扱日	令和5年12月31日まで	令和6年1月1日から
燃やせるごみ袋(10ℓ~40ℓ)		差額券が不要	すべて 差額券が不要
燃やせないごみ袋(10ℓ~40ℓ)			
プラスチック製容器包装(10ℓ~40ℓ)			
ごみ処理券		差額券が必要	

変更点②

すでに購入された差額券は、**令和6年2月1日以降、指定ごみ袋(白色)と交換**します。

差額券の交換方法

交換時期

令和6年2月1日 ~ 当分の間

交換方法

1. 郵送による交換

- ①環境課へ連絡 ※環境課から申請書と返送用封筒を送付します。
- ②返送用封筒に申請書と差額券を入れて郵送する
※郵便料金はかかりません。
- ③後日、指定ごみ袋(白色)が自宅に届く

2. 窓口で交換

- ◎窓口は「環境課(本庁舎4階)」または「蘭東支所(東室蘭駅内)」
- ①窓口に着参する
 - ②申請書に記入し、申請書と差額券を職員に渡す
 - ③指定ごみ袋(白色)と交換
(蘭東支所で受付けたものは郵送での交換となります。)

※上記による方法が難しい場合は、環境課にご相談ください。

- 問い合わせ先 -

室蘭市生活環境部環境課
〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
TEL : 0143-22-1481
FAX : 0143-22-7148